



森林整備支援事業のご案内

受付開始
R7.7.1～

森林の手入れをしませんか。

森林は木材の生産のほか、水源の保全や土砂災害の防止、二酸化炭素吸収等、さまざまな公益的機能があります。近年、放置された森林が増加し、その機能が失われつつあります。また集落近くの里山では危険な樹木が民家や道路に迫ったり、野生鳥獣の隠れ場となる手入れ不足の森林が増えています。町では、森林環境譲与税を活用し、豊かな森林と里山の整備に取り組む皆様を支援します。

[1] 生活保全林の整備を行いたい

- ・対象者：自治会等
- ・対象経費：集落周辺の森林林縁部における立木の伐採を含む緩衝帯（バッファゾーン）の設置に要する経費
- ・基準：奥行き 30m程度、0.3ha 以上
- ・補助金の額：補助率 100 分の 100（限度額：1,000,000 円）



[2] 危険木の伐採を行いたい

- ・対象者：自治会等
- ・対象経費：危険木の伐採、片付け等に要する経費（伐根除く）
- ・基準：危険木が倒れることにより、人命、財産及び公益的構造物に被害を与えるおそれのある胸高直径が 20cm 以上の立木竹の伐採
- ・補助金の額：補助率 100 分の 90（限度額：900,000 円）



◆[1][2]の事業の留意点

※自治会等による自力施工は認めません。

※森林法第2条第1項に規定する森林を基本とします。（宅地・墓地は対象外です）

※集落内の合意形成、説明、地権者の承諾は各集落で行って下さい。

※事業実施後、本事業及び町類似事業を5年間行うことはできないほか、過去5年間に国・県町の類似事業を行った自治会は対象になりません。

※伐採木は原則、林地内に残置とします。

※伐採木を有価物として処分する場合は、対象経費からその売却金額を控除します。

※事業規模や内容によって県の里山防災林整備事業等の活用をご案内します。

＝ 新温泉町役場 農林水産課 ＝ ☎82-5626（直通）

裏面に続きます

[3] 小規模な森林整備を行いたい



- ・対象者： 森林所有者、自伐型林業者等
- ・対象経費等

区 分	補助対象経費	基 準	補助率等
搬出間伐	森林経営計画の策定困難な人工林の搬出間伐に要する経費	間伐面積 0.1 h a 以上 間伐率 15%以上 30%未満	430,000 円／ h a
切捨て間伐	森林経営計画の策定困難な人工林の切捨て間伐に要する経費	間伐面積 0.1 h a 以上 間伐率 25%以上 35%未満	165,000 円／ h a
作業道開設	幅員 1.5m以上、2.5m以下の林内作業道の開設に要する経費	幅員 1.5m以上 2.0m未満	2,000 円／m
		幅員 2.0m以上 2.5m未満	2,500 円／m
作業道路面整備	開設後 5 年を経過した幅員 1.5m以上、2.5m以下の林内作業道の路面整備に要する経費	幅員 1.5m以上 2.0m未満	200 円／m
		幅員 2.0m以上 2.5m未満	250 円／m

◆[1][3]の事業の留意点

事業完了後に対象森林の管理協定を町と締結していただきます。

◆用語の定義

- (1) 自伐型林業者等： 所有又は管理する森林において、その規模にかかわらず、森林の経営又は管理を自らが行う個人又は団体をいう。（ただし、森林組合は除く。）
- (2) 生活保全林： 林縁からおおむね30メートル以内の範囲において、倒木等の危険防止や野生動物の被害の軽減のために整備を必要とし、かつ、集落又は道路等の保全すべき対象に隣接する森林をいう。
- (3) 危険木： 気象害、枯損及び過度な成長により倒木等の危険性が高く、人家、集会所又は道路周辺等に存在し、人命、財産又は公益的構造物に被害を及ぼすおそれがある立木竹をいう。

◆申し込み方法

・第1次募集： 令和7年7月1日(火)～8月25(月)

役場農林水産課に備え付け（または町のホームページからダウンロード）の補助金交付申請書等に記入し、必要書類を添えて提出してください。



【お問合せ・申し込み先】

〒669-6792 新温泉町浜坂 2673-1
新温泉町役場 農林水産課

TEL：0796-82-5626
FAX：0796-82-3054

